

伊那市移住促進住宅改修等事業補助金交付要綱を次のように定めます。

平成 27 年 10 月 1 日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市移住促進住宅改修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市への移住促進を図るため、新たに市内に移住を希望する若者等が、対象物件を購入し、居住のために増改築若しくはリフォーム（以下「改修工事」という。）又は新築工事を行った場合において、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成 18 年伊那市規則第 35 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者等 15 歳以上 45 歳以下の者をいう。
- (2) 対象物件 市が公売している土地又は建物をいう。
- (3) 増改築 既存の同一棟の住宅を増築すること又は既存の住宅の一部を解体し造り替えることをいう。
- (4) リフォーム 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるため、住宅の一部を修繕、補修、取替え等を行うことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、対象物件を購入し、居住のために改修工事又は新築工事を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象物件を購入した日から 2 年以内に転入した者又は転入日から 2 年以内に対象物件を購入した者
- (2) 若者等又は若者等を配偶者に持つ者
- (3) 本市に居住したことがない者
- (4) 市内に持ち家を持たない者
- (5) 伊那市暴力団排除条例（平成 24 年伊那市条例第 12 号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないもの
- (6) 全ての世帯員が、税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していない者
- (7) 補助金の交付を受けてから 5 年以上本市に定住しようとする者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、改修工事又は新築工事に係る経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 対象物件を購入後2年以内に完了した改修工事又は新築工事に要した費用
- (2) 市内に本社若しくは事業所を有する法人(支店、営業所等の場合は、この告示の告示日以前に開設し、常時従業員が勤務する事業所)又は個人と契約を締結して施工する工事に要した費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助対象経費としない。

- (1) 移動又は取外し可能な機器又は製品の購入費用
- (2) 太陽光発電システムの工事に要する費用
- (3) 他の補助制度を利用する工事で、当該補助制度と重複計上となる費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当でないと認める費用(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の2に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、伊那市移住促進住宅改修等事業補助金交付申請書(実績報告書)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事又は新築工事に係る契約書及び詳細内容が分かる書類(見積書等の写し)
- (2) 改修工事又は新築工事に係る領収書の写し
- (3) 改修工事又は新築工事の実施状況を証明する書類(着工前後の比較カラー写真、工事内容が分かる図面等)
- (4) 誓約書(様式第2号)
- (5) 他の補助制度を利用して申請する場合は、当該補助制度の申請書の写し
- (6) 申請者が市外居住者の場合は、居住する市区町村税に未納がないことを証明する納税証明書(完納証明書)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、伊那市移住促進住宅改修等事業補助金交付決定通知書(確定通知書)(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知書を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、伊那市移住促進住宅改修等事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日から5年以内に取り壊し若しくは転売又は転居若しくは転出したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が取り消すことが相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めらるものとする。

(適用除外)

第10条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業（昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。）による集落移転の対象となった区域に居住しようとする者については、適用しない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年10月1日からする。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第7条の規定により交付の決定を受けた補助金については、この告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住所
 氏名 印
 （生年月日 年 月 日）
 電話

伊那市移住促進住宅改修等事業補助金交付申請書（実績報告書）

次のとおり、居住のために工事を施工したので、添付書類を添えて伊那市移住促進住宅改修等事業補助金の交付を申請します。

なお、この補助金の審査のため、申請者及び同一世帯員が納付すべき市税及び分担金、使用料等の納付状況を事務担当者が確認することに同意します。

住宅の所在地			
工事の種別	増改築	リフォーム	新築
工事期間	着工年月日	年	月 日
	完了年月日	年	月 日
補助対象経費	円		
補助金交付申請額	円		

添付書類

- (1) 改修工事又は新築工事に係る契約書及び詳細内容が分かる書類（見積書等の写し）
- (2) 改修工事又は新築工事に係る領収書の写し
- (3) 改修工事又は新築工事の実施状況を証明する書類（着工前後の比較カラー写真、工事内容が分かる図面等）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 他の補助制度を利用して申請する場合は、当該補助制度の申請書の写し
- (6) 申請者が市外居住者の場合は、居住する市区町村税に未納がないことを証明する納税証明書（完納証明書）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住所
氏名

印

誓 約 書

私及び同一世帯員は、伊那市移住促進住宅改修等事業補助金交付要綱第 3 条に規定する以下の要件の全てを満たすことを誓約します。

なお、必要な場合は、当方に連絡なく調査することに同意します。

- (1) 伊那市内に持ち家を持たないこと。
- (2) 伊那市暴力団排除条例（平成 24 年伊那市条例第 12 号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。
- (4) 補助金の交付を受けてから 5 年以上伊那市に定住すること。

また、補助金の交付を受けてから次の各号のいずれかに該当し、市長から返還の指示があった場合は、当該補助金を返還します。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から 5 年以内に取壊し若しくは転売又は転居若しくは転出したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が取り消すことが相当と認めるとき。

第 号
年 月 日

様

伊那市長

印

伊那市移住促進住宅改修等事業補助金交付決定通知書（確定通知書）

年 月 日付で申請のあった 年度伊那市移住促進住宅改修等事業補助金
について、次のとおり決定（確定）しましたので、通知します。

補助金交付決定額（確定額） 円

補助条件

- 1 申請者は、伊那市移住促進住宅改修等事業補助金交付要綱を遵守すること。
- 2 前項の規定に違反した場合は、補助金の返還に応じること。

年 月 日

（宛先）伊那市長

住所
氏名 印

伊那市移住促進住宅改修等事業補助金交付請求書

年 月 日付けで確定のありました伊那市移住促進住宅改修等事業補助金を、
次のとおり請求します。

1 補助金請求額 円

2 振込先口座

金融機関名		本・支店名	
口座番号		口座 種別	普通 ・ 当座
ふりがな			
口座名義			